

第2章 事業の変遷



センターは、設立当初から、産業廃棄物を主体とする廃棄物処理の適正化を図り、産業の発展と生活環境の保全と向上に寄与することを目的として、「教育研修事業」及び「調査研究事業」を主要事業として運営してきました。平成10年7月から始まった「電子マニフェスト事業」は、スタート当初の導入期を経て、近年、普及率(電子化率)の向上傾向が顕著となり、今日では「教育研修事業」と並ぶセンターの基幹事業になりました。

この章では、四半世紀にわたるセンターのあゆみを、各事業の変遷に焦点を当てて振り返ることにします。

1. 教育研修事業

1.1 はじめに

国は、産業廃棄物の適正処理の推進を図るための施策として、排出事業者責任の原則を踏まえた産業廃棄物処理業の許可制や特別産業廃棄物管理責任者の設置義務などの諸制度を設け、排出事業者、処理業者など産業廃棄物の処理に携わる者が、それぞれの役割と責任を果たすことを求めてきました。

こうした要請に応える人材の養成・確保と産業廃棄物処理関係者の資質の向上を目指して、センターは、発足以来、廃棄物処理法の関係規定等に対応する各種の講習会を、全国各地で毎年開催してきました。これらの講習会の運営は、都道府県、政令市の産業廃棄物行政の担当部局の指導と協力、さらに関係団体との密接な連携によって支えられ、これまでの25年間で、開催回数は延べ8,116回に達し、約104万人を超える受講者を受入れています。

また、産業廃棄物処理に携わる実務担当者や排出企業の担当者等の資質向上を図るための研

修会、また、放射性物質に汚染された廃棄物等の処理に携わる処理業者等を対象とする研修会など、時代のニーズに対応して種々の研修会を開催してきました。

1.2 講習会事業

1.2.1 講習会事業の経緯

講習会事業の経緯を図1-1に示します。

(1) 厚生大臣認定講習会

1) 再許可講習会

センターの前身である日廃協は、産業廃棄物処理業の許可期限到来後の再許可に際し、産業廃棄物処理業者の業務を的確に遂行するための「専門的知識及び技能」を有することの判定の基準となる「再許可講習会」を、全国産業廃棄物連合会と共同で、厚生大臣の認定を受けて、昭和63年3月から実施してきました。

その後、同年11月30日のセンターの設立に伴い、センターは再許可講習会事業を平成元年1月から引き継ぎました。再許可講習会は、平

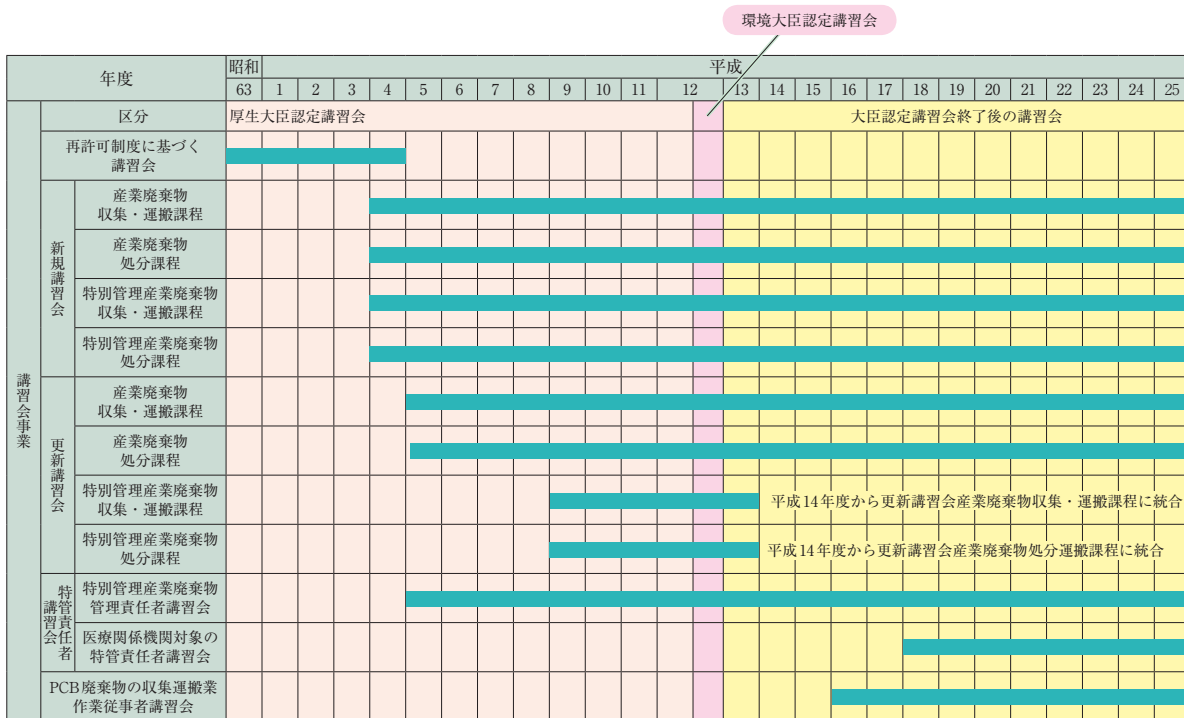


図 1-1 講習会事業の経緯

成4年6月の廃棄物処理法の改正によって再許可講習会制度が終了されるまでの間に、全国の84会場で、全国産業廃棄物連合会及び地元の関係地方公共団体の協力を得て、毎年開催してきました。

2) 新規講習会及び更新講習会

平成3年10月の廃棄物処理法の改正により、産業廃棄物処理業の許可制度において、従来の産業廃棄物処理業の許可に加え、新たに許可の更新や特別管理産業廃棄物処理業の許可などが制度化されました。これらの業の許可申請者の要件として、厚生大臣が認定する講習会を修了すること又は厚生大臣がこれと同等以上の知識及び技能を有すると認める者であることが義務

付けられました。

これを契機に、センターは、産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会を、一元的に実施することになり、これまで日本環境衛生センターが行っていた新規講習会を平成4年8月から、更新講習会を平成5年4月から、いずれも厚生大臣認定講習会として実施することになりました。

この改正法施行以前に開催された再許可講習会の受講者を対象に、改正法に関する内容の補講を目的として、平成5年度に「特別課程」の講習会を実施しました。

さらに、平成9年度から、特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者を対

象にした「特別管理産業廃棄物処理業に関する更新講習会」についても、厚生大臣の認定講習会として実施しました。

なお、「特別管理産業廃棄物処理業に関する更新講習会」は、受講者の利便性、講習会の運営の効率化を図るために平成14年3月で終了し、同年4月から従来より実施していた産業廃棄物処理業に関する更新講習会に統合しました。

3) 特管責任者講習会

平成3年の廃棄物処理法の改正において、事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならないと規定され、その特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件として、厚生大臣が認定する特管責任者講習会を修了すること等が義務付けられました。

センターは、平成5年11月に厚生大臣の認定を受け、平成6年1月から特管責任者講習会を実施しました。

(2) 環境大臣認定講習会

平成13年1月の省庁再編により、廃棄物行政の所管が厚生省から環境省に移管されたことに伴い、「新規講習会」・「更新講習会」(8課程)、及び「特管責任者講習会」の計9課程の講習会は、平成13年1月から講習会の大員認定制度が継続していた同年3月まで、「環境大臣認定講習会」として実施しました。

(3) 大臣認定講習会終了後の講習会

1) 新規講習会、更新講習会、特管責任者講習会

平成12年12月の規制緩和に関する廃棄物処理法施行規則の改正により、処理業の許可申請に係る許可の基準、及び特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件から、「環境大臣が認定する講習を修了した者」が削除され、講習会の大員認定制度が終了しました。これにより、産業廃棄物処理業の許可要件や特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件の判断は、各都道府県・政令市に委ねられることになりました。

しかし、制度改正によって産業廃棄物処理に関する人材の養成・確保、知識の向上に関する行政機関や業界の要請等が減少したわけではありません。センターは、これら関係者のニーズに対応するため、平成13年4月から、講習会の名称を「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規、更新)」、「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」と改めて、任意の講習会として実施することになりました。

(これらの講習会の名称は、これまでと同様に「新規講習会」、「更新講習会」、「特管責任者講習会」とします。)

大臣認定講習会から任意の講習会に移行するに当たっては、処理業の許可権限を有する都道府県・政令市において、この講習会が、従前の大臣の認定する講習と同等の履修課程を有する講習として、受け入れられる必要がありました。このため、学識経験者や関係団体、都道府県・

政令市等の意見を伺いつつ、講習会のカリキュラム、テキスト、修了試験等を見直し、その内容の更新・拡充を行いました。また、講習会の運営全般について、都道府県・政令市との協調・連携を一層深めました。

その結果、すべての都道府県、政令市において、この講習会の修了者は、従前の大臣認定講習会と同様に、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可要件の「処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者」として、また、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件の「(省令に定める)知識を有すると認められる者」としてそれぞれ取り扱われることとなり、今日に至っています。

2) 医療特責講習会

平成12年12月の廃棄物処理法施行規則の改正により、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件から「環境大臣の認定する講習を修了した者」の一文が削除されるとともに、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置に関する規定は、①感染性産業廃棄物を生ずる事業場と、②感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に分けられました。また、①の特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件は、医師、歯科医師等の専門職種等に加え、「これと同等以上の知識を有すると認められる者」が明文化され、その判断は都道府県・政令市に委ねられることになりました。

これを契機に、一部の都道府県・政令市が、「従来の特管責任者講習会の修了者は、感染性産業

廃棄物を生ずる事業場の特別管理産業廃棄物管理責任者として認められない」とするなど、事業所指導業務の現場での特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件の判断に差が生じました。

こうした状況に対処するため、関係都道府県・政令市や日本医師会の要請も踏まえ、平成19年2月から、日本医師会との共催事業として「医療特責講習会」を開始しました。

3) PCB廃棄物講習会

PCB廃棄物(廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物をいう。)の適正な処理を推進するため、平成13年6月にPCB特別措置法が公布され、平成16年から日本環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)において、PCB廃棄物の処理が開始されました。これに併せて廃棄物処理法施行規則が改正され、PCB廃棄物の収集運搬業の許可の要件として、当該業務に直接従事する者は、廃PCB等の性状に関して特に注意すべき事項などの十分な知識及び技能を有することが規定されました。

センターは、平成16年6月からこれらの業務の遂行に求められる知識及び技能の習得を目的とするPCB廃棄物講習会を、毎年全国5地域ブロックで1回程度開催しています。

1.2.2 講習会受講者数の推移

平成4年度以降の新規講習会、更新講習会、特管責任者講習会、医療特責講習会、PCB廃棄物講習会の受講者数の推移は、図1-2～1-5

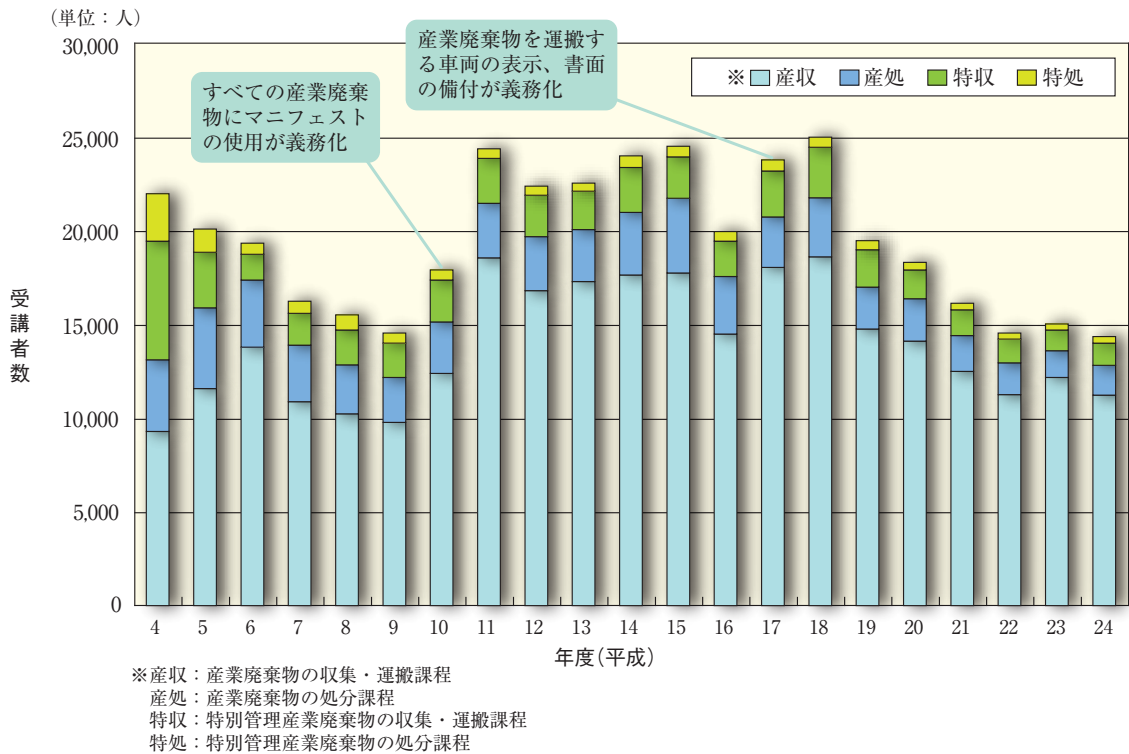


図 1-2 新規講習会受講者数の推移

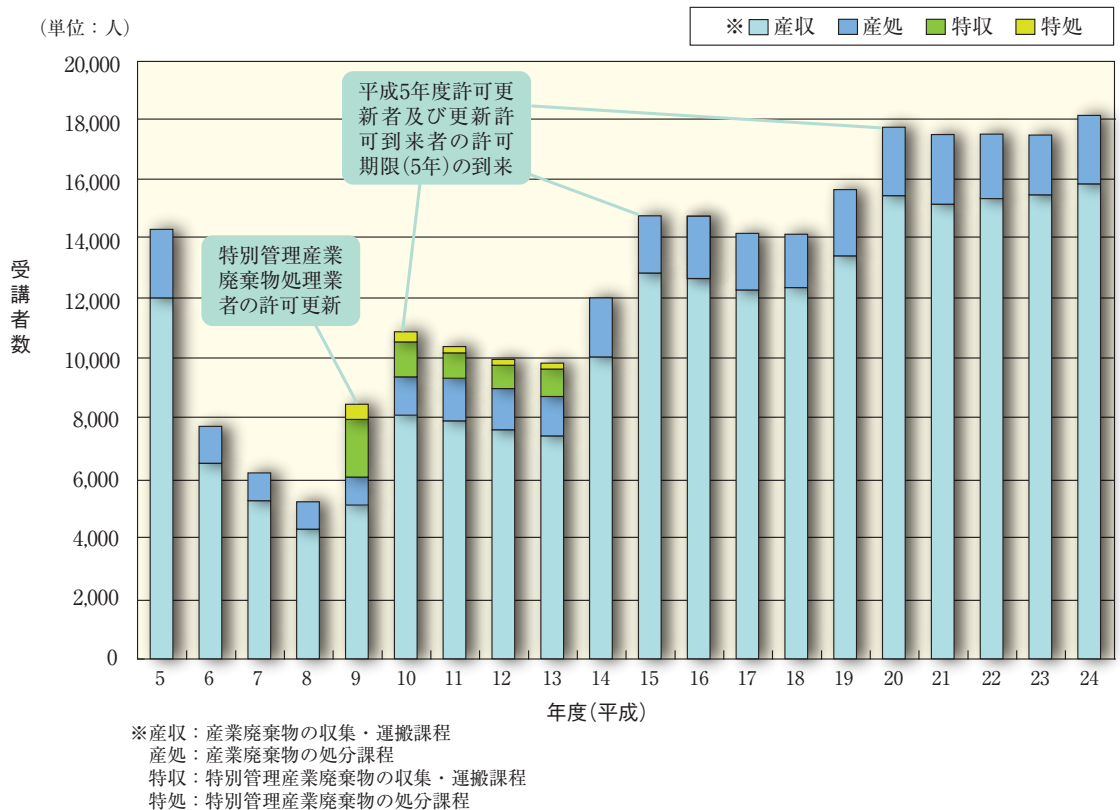


図 1-3 更新講習会受講者数の推移

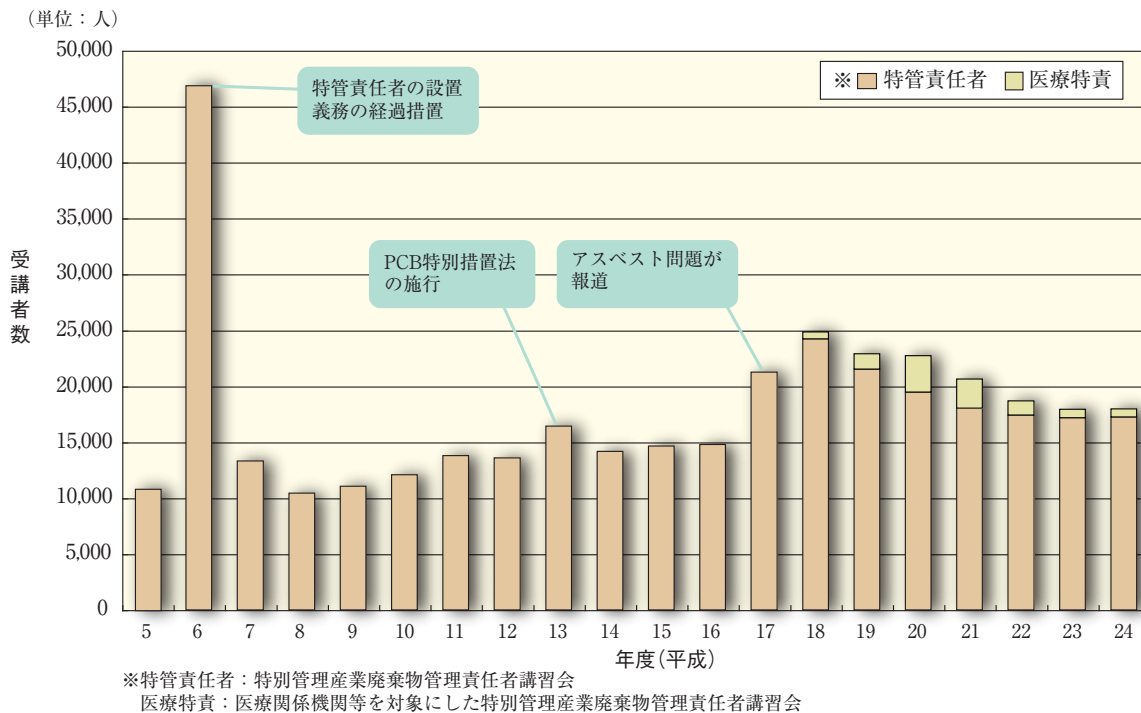


図 1-4 特管責任者講習会及び医療特責講習会受講者数の推移

に示すとおりであり、次のような傾向が見られます。

- ① 新規講習会の受講者数は、不法投棄防止等の規制強化の影響等により、平成11年度、平成15年度、平成18年度にピークがあり、その後、減少傾向にあります。
- ② 更新講習会の受講者数は、平成5年度にスタートしました。許可の更新期間が5年となっており、以後、5年ごとに受講者数が増える傾向にあります。平成24年度は18,000人を超える過去最高の受講者数となり、平成25年度はさらに増える見込みです。
- ③ 特管責任者講習会の受講者数は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置義務化の経

過措置（平成4年7月4日～平成7年3月31日まで）により、平成6年度にピークがあります。その後、PCB廃棄物の保管、廃石綿等の取扱い事業所における特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得の目的で受講者は増え、平成18年度にピークを迎え、その後減少傾向にあります。

平成18年度からスタートした医療特責講習会の受講者は、平成20年度にピークがあり、以降は減少傾向にあります。

- ④ PCB廃棄物講習会の受講者数は、平成19年度にピークがあり、近年は横這いの状況です。PCB廃棄物講習会の受講者数の推移は、図1-5のとおりです。

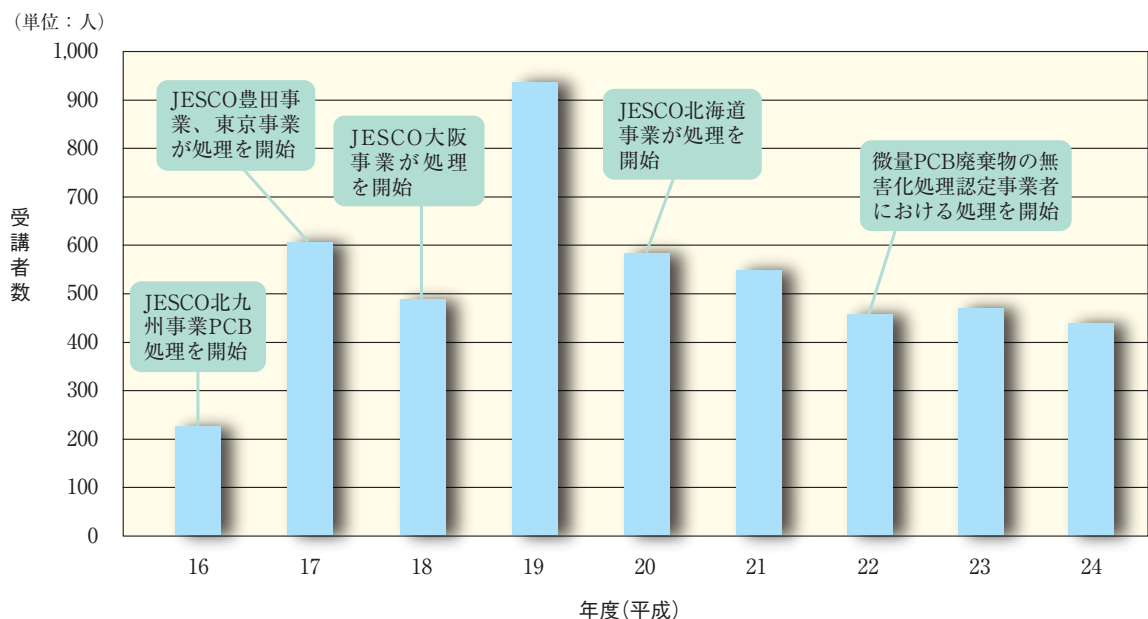


図 1-5 PCB 廃棄物講習会受講者数の推移

1.2.3 講習会の内容等の経緯

(1) 講習会カリキュラム

講習会のカリキュラムは、大臣認定講習会終了後には、以下のとおり4～5年ごとに全面的な見直しを行っています。

- ① 平成13年度に新規講習会・更新講習会・特管責任者講習会カリキュラムの見直し
- ② 平成17年度に新規講習会・更新講習会・特管責任者講習会のカリキュラムの見直し
- ③ 平成22年度に新規講習会・更新講習会のカリキュラムの見直し

各講習会カリキュラムの変遷は【資料編 資料2-2】に掲載しています。

(2) 講習会テキスト

講習会テキストは、テキスト作成委員会における審議・検討を経て、上記カリキュラムの見直しに対応するため以下の全面改訂をするとともに、毎年、法改正や統計データ等の最新情報を基に刷新しています。また、年度途中で法改正等があった場合には、講習会テキストの追補版を作成し、適宜受講者に情報提供しています。

- ① 平成13年度に、平成14年度から使用する講習会テキストの全面改訂作業を行い、新規講習会テキスト及び更新講習会テキストの共通化を行いました。

これにより従来の8種の講習会テキストが2種に統合されました(図1-6)。

- ② 平成21年度にワーキンググループを設

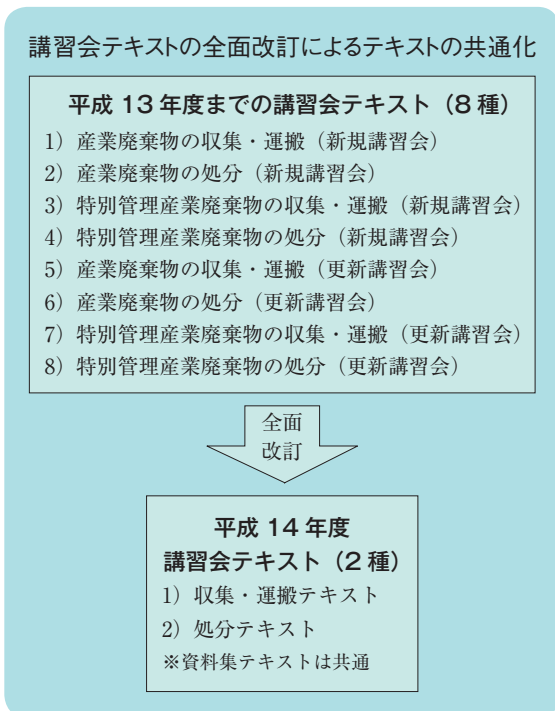


図1-6 講習会テキストの共通化

置し、平成21年度～22年度の2か年にわたりテキストの全面改訂作業を行いました。

- ③ 平成23年度から新規講習会及び更新講習会テキスト、平成24年度から特管責任者講習会及び医療特責講習会テキストの全面的な改訂を行うとともに、テキストの重要箇所が重要度に応じて分かり易くするために、体裁を2色刷りとしました。

(3) 受講料

各講習会の受講料は、カリキュラムの見直しや受講者数の将来推計結果等を総合的に勘案し、適宜、見直しを行っています。

受講料の推移は【資料編 資料2-3】に掲載しています。

(4) 修了試験

新規講習会及び更新講習会は、講習内容を修得したことを確認する目的で、平成4年度から修了試験を導入し、試験合格者には修了証を交付しています。特管責任者講習会においては、平成14年度から試験的に試験制度を導入し、平成18年度から修了試験を本格導入しています。

試験問題の作成に当たっては、外部の学識経験者等で構成する「講習会試験委員会」を設置し、毎年、試験問題を審議・作成しています。

1.2.4 講習会事業の現状

(1) 講習会事業の仕組み

平成25年度の講習会の種類と概要を表1-1に示します。

講習会事業の実施に当たっては、図1-7に示すように、都道府県・政令市、全国産業廃棄物連合会、都道府県産業廃棄物協会、日本医師会の協力により、教育研修運営委員会での審議を踏まえて、講習会の開催目的を達成するために、質の高い講習内容と効率性の確保を目指した事業運営に努めています。

講習会開催計画では、講習内容、講習会講師、講習会開催要領等を示します。その策定には、図1-7に示すように、カリキュラムの作成、テキストや視聴覚教材の作成、また、修了試験問

題の作成や可否の判定方針等は、都道府県・政令市の担当部局や関係団体の意見を踏まえるとともに、学識経験者等によって構成される教育研修運営委員会と小委員会における審議・検討を経て決定しています。

また、講習会講師として、センターの「講師

の選任基準」に基づき選任された講師、都道府県・政令市から推薦される地方公共団体職員講師、関係団体（全国産業廃棄物連合会、中央労働災害防止協会、日本環境衛生施設工業会）からの推薦者としています。なお、講師用の講義要領を作成するとともに、講師打合せ会の開催

表 1-1 講習会の種類と概要

講習会課程名		受講対象者	関係条文等 (廃棄物処理法施行規則)	講習 (科目)	講習期間 (日)	受講料	
講習会	新規講習会	産業廃棄物の収集・運搬課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可を新たに受けようとする者	規則第10条第2号イ	6	2	30,400円
		産業廃棄物の処分課程	産業廃棄物処分業の許可を新たに受けようとする者	規則第10条の5 第1号ロ(1)第2号ロ(1)	9	3	48,300円
		産業廃棄物の収集・運搬課程と処分課程(同時受講)	産業廃棄物の収集・運搬業と処分業の許可を新たに受けようとする者	規則第10条第2号イ 規則第10条の5 第1号ロ(1)第2号ロ(1)	10	3.5	67,400円
		特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	特別管理産業廃棄物の収集・運搬業の許可を新たに受けようとする者	規則第10条第2号イ 規則第10条の13第2号イ	7	3	46,200円
		特別管理産業廃棄物の処分課程	特別管理産業廃棄物の処分業の許可を新たに受けようとする者	規則第10条の5 第1号ロ(1)第2号ロ(1) 規則第10条の17 第1号ロ(1)第2号ロ(1)	10	4	68,000円
		特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程と処分課程(同時受講)	特別管理産業廃棄物の収集・運搬業と処分業の許可を新たに受けようとする者	規則第10条第2号イ 規則第10条の13第2号イ 規則第10条の5 第1号ロ(1)第2号ロ(1) 規則第10条の17 第1号ロ(1)第2号ロ(1)	11	4.5	97,600円
	更新講習会	収集・運搬課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可の更新を受けようとする者	規則第10条第2号イ 規則第10条の13第2号イ	3	1	20,000円
		処分課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者	規則第10条の5 第1号ロ(1)第2号ロ(1) 規則第10条の17 第1号ロ(1)第2号ロ(1)	4	1.5	25,200円
		収集・運搬課程と処分課程(同時受講)	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬業と処分業の許可の更新を受けようとする者	規則第10条第2号イ 規則第10条の13第2号イ 規則第10条の5 第1号ロ(1)第2号ロ(1) 規則第10条の17 第1号ロ(1)第2号ロ(1)	5	2	38,600円
	特管責任者講習会	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	特管責任者の資格を取得しようとする者	規則第8条の17 第1号、第2号	3	1	14,000円
医療関係機関等を対象にした特別管理責任者に関する講習会		医療関係機関等における特管責任者の資格を取得しようとする者		4	1	14,000円	
	PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会	PCB廃棄物の収集運搬作業従事者	規則第10条の13第2号	4	1	12,000円	

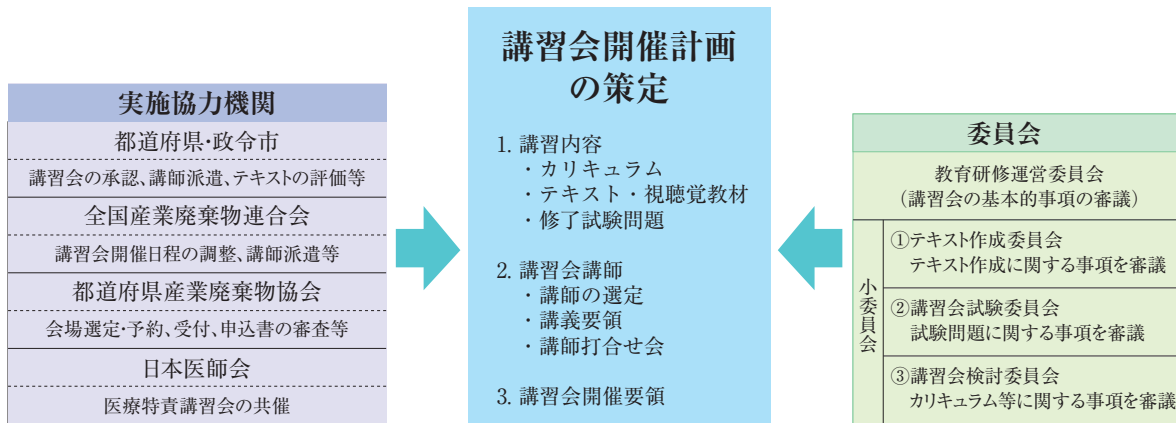


図 1-7 講習会開催計画の策定

により、講義内容の統一、講義の質の向上を図っています。

さらに、都道府県別受講者数や受講者を参考に、全国産業廃棄物連合会・都道府県産業廃棄物協会、及び日本医師会の協力を得て、各講習会の開催日程、会場の調整等を行います。

こうして策定された講習会開催計画に基づいて、講習会を実施しています(図1-8)。

- ① 毎年3月25日頃、次年度の全国における講習会の開催日程・会場等を公表します。同時に、「受講の手引き」を作成し、配布します。(医療特責講習会の業務スケジュールは、別途調整によります。)
- ② 4月から、受講申込みの受付を、受付機関である都道府県産業廃棄物協会が行います。受講申込みが受理されると、受講希望者に受講決定通知(受講票)が届けられます。
- ③ 受講者は、受講票を持参して講義を受けます。講習会の最後に、修了試験を受験します。

- ④ 修了試験はマークシート方式を利用し、試験結果を受講者に通知し、合格者には修了証を交付します。不合格者は、再試験が受けられるようになっています。

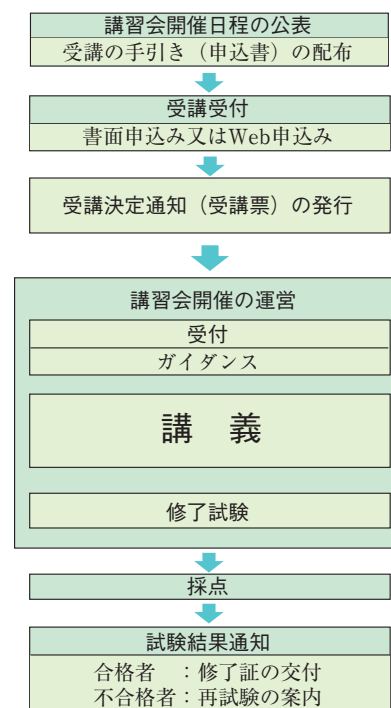


図 1-8 講習会開催計画に基づいた講習会の流れ

(2) 講習会受講者数

6課程を設けて実施している新規講習会と更新講習会の受講者総数は、平成24年度実績で32,504人でした。

特管責任者講習会及び医療特責講習会の2課程の受講者総数は、平成24年度実績で17,970人でした。

PCB廃棄物講習会の受講者総数は、平成24年度実績で437人でした。

(3) 講習会スケジュール

平成25年度講習会のスケジュールは図1-9のとおりです。スケジュールは、適宜見直しを行っています。

(4) 講習会講師

平成24年度の講習会講師数は、センター講師98名(うちセンター職員7名)、地方公共団体講師222名、業界団体の推薦講師67名、合計387名です。

1.3 研修会事業

1.3.1 研修会事業の経緯

センターは、研修会事業として、産業廃棄物処理実務者研修会、産業廃棄物マネジメント研修会および放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会と団体・企業等への研修支援を実施しています。これらの研修会の経緯を以下に示します。

(1) 産業廃棄物処理実務者研修会

産業廃棄物処理業者等の資質向上を図るために、平成17年1月から、全国産業廃棄物連合会との共催により、産業廃棄物処理に携わる実務担当者を対象として、産業廃棄物処理の実務に役立つ委託契約、マニフェスト制度等に関する研修会を実施しました。

なお、この研修会は、平成23年度に全国産業廃棄物連合会との共同開催を終了し、平成24年度からは、全国産業廃棄物連合会が単独で実施しています。

(2) 産業廃棄物マネジメント研修会

排出事業者の責任が強化されている中、排出事業者責任に対する認識の不足等により、委託した廃棄物が不適正処理されるケースや法令違反の事実発覚などが依然として後を絶たず、排出企業において、産業廃棄物処理に関する法的規則の内容を十分に理解し、適正処理に関する知識を身に付けることが重要となっています。

このため、センターは排出事業者を対象にした新たな研修会事業として、産業廃棄物マネジメント研修会を、平成24年2月に試行開催しました。研修内容は、排出企業の産業廃棄物管理担当者の方に、産業廃棄物の排出抑制、再資源化及び適正な処理委託等について理解を深めていただくものです。平成24年度から「管理コース」及び「基礎コース」の2コースで産業廃棄物マネジメント研修会を開始しました。

◆ 新規講習会

DVD映写時間(分)

A 産業廃棄物の収集・運搬課程

1日目	8:30	9:00	30	10:00	30	11:00	30	12:00	30	13:00	30	14:00	30	15:00	30	16:00	30	17:00
		受付	開講式	9	行政概論(4.5H)	昼休み	行政概論(4.5H)	環境概論(1H)										
2日目	受付	安全衛生管理(2H)	業務管理(2H)	昼休み	業務管理(2H)	10	収集・運搬(2H)	修了試験										

B 産業廃棄物の処分課程 C 産業廃棄物の処分・収集運搬課程

1日目	8:30	9:00	30	10:00	30	11:00	30	12:00	30	13:00	30	14:00	30	15:00	30	16:00	30	17:00
		受付	開講式	9	行政概論(5H)	昼休み	行政概論(5H)	環境概論(1H)										
2日目	受付	15	中間処理(3H)	昼休み	再生利用(1H)	20	最終処分(3H)											
3日目	受付	安全衛生管理(2H)	計測管理(1.5H)	昼休み	業務管理(2H)	修了試験(処分)												
4日目	受付	10	収集・運搬(2H)	修了試験(収集運搬)														

D 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程

1日目	8:30	9:00	30	10:00	30	11:00	30	12:00	30	13:00	30	14:00	30	15:00	30	16:00	30	17:00
		受付	開講式	9	行政概論(4.5H)	昼休み	行政概論(4.5H)											
2日目	受付	環境概論(2H)	特別管理産業廃棄物概論(2H)	昼休み	特別管理産業廃棄物概論(2H)	10	安全衛生管理(3H)											
3日目	受付	13	収集・運搬(2H)	昼休み	業務管理(2H)	修了試験												

E 特別管理産業廃棄物の処分課程 F 特別管理産業廃棄物の処分・収集運搬課程

1日目	8:30	9:00	30	10:00	30	11:00	30	12:00	30	13:00	30	14:00	30	15:00	30	16:00	30	17:00
		受付	開講式	9	行政概論(5H)	昼休み	行政概論(5H)											
2日目	受付	環境概論(2H)	特別管理産業廃棄物概論(2H)	昼休み	特別管理産業廃棄物概論(2H)	安全衛生管理(3H)												
3日目	受付	計測管理(2H)	15	中間処理(4H)	昼休み	中間処理(4H)	再生利用(1H)											
4日目	受付	20	最終処分(3H)	昼休み	業務管理(2H)	修了試験(処分)												
5日目	受付	13	収集・運搬(3H)	修了試験(収集運搬)														

◆ 更新講習会

G 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程

1日目	8:30	9:00	30	10:00	30	11:00	30	12:00	30	13:00	30	14:00	30	15:00	30	16:00	30	17:00
		受付	開講式	行政概論(3H)	昼休み	行政概論(3H)	10	収集・運搬(1.5H)	修了試験									

※安全衛生管理のDVDを映写

H 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分課程 I 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分・収集運搬課程

1日目	8:30	9:00	30	10:00	30	11:00	30	12:00	30	13:00	30	14:00	30	15:00	30	16:00	30	17:00
		受付	開講式	行政概論(3.5H)	昼休み	行政概論(3.5H)	最終処分(2H)											
2日目	受付	10	中間処理・再生利用(3H)	修了試験(処分)	昼休み	収集・運搬(1.5H)	修了試験(収集運搬)											

※安全衛生管理のDVDを映写

◆ 特管責任者講習会

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

1日目	9:00	10:00	1:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	
	受付	開講式	10	行政概論(3H)	昼休み	行政概論(3H)	10	特別産業廃棄物の処理と管理(2.5H)	修了試験

医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任講習会

1日目	9:00	10:00	1:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00		
	受付	開講式	10	医療関係機関等からの廃棄物の関係法規(2.5H)	昼休み	10	感染に関する基礎知識(1H)	10	医療関係機関等からの廃棄物の処理と管理(2H)	修了試験

◆ PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会

1日目	9:00	10:00	1:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
	受付	開講式	PCB廃棄物の性状及び取扱(2H)	昼休み	PCB廃棄物の処理・収集運搬の安全性の確保(2H)	PCB廃棄物の処理事業(0.5H)	修了試験	

図 1-9 平成 25 年度講習会のスケジュール

(3) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会

放射性物質汚染対処特別措置法が、平成24年1月1日に施行され、国、地方公共団体や関係原子力事業者等により放射性物質に汚染された廃棄物の処理が進められています。しかし、直接処理に当たる関係者にとって、放射性物質に汚染された廃棄物処理は未経験であり、放射性物質の環境への拡散抑制や処理作業に当たる従業員の被曝防止に関する知識習得が必要となりました。このため、平成24年3月から、放射性物質汚染廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象に、放射性物質汚染対処特措法等の関連法令や安全衛生管理等に関する知識を習得させることを目的として、福島県を中心に本研修会を実施しています。

(4) 団体・企業等への研修支援

センターは平成24年から、これまでの講習会の実績と経験を生かし、団体や企業等の要請に基づき講師の派遣やテキスト作成・提供等の研修支援を行っています。平成24年度は、一般社団法人日本消火器工業会から依頼を受け、全国30会場で廃消火器のリサイクルに携わる実務者2,500人を対象に、研修を実施しました。

1.3.2 研修会受講者数の推移

(1) 産業廃棄物処理実務者研修会

平成17年度から平成23年度までに、約9,000人が受講しました(図1-10)。

(単位：人)

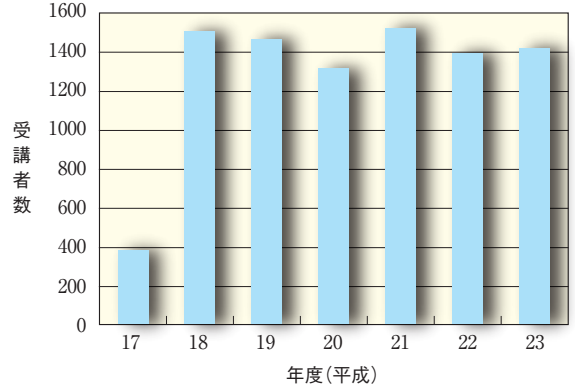


図1-10 産業廃棄物処理実務者研修会受講者数の推移

(2) 産業廃棄物マネジメント研修会

平成24年度の「産業廃棄物マネジメント研修会」(基礎コース、管理コース)の受講者は、基礎コース72人 管理コース143人(25年度計画 基礎コース240人 管理コース120人)でした(図1-11)。

(単位：人)

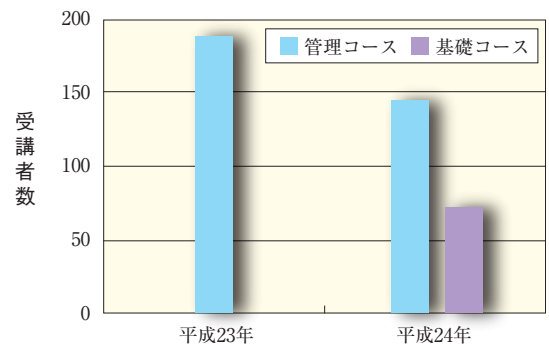


図1-11 産業廃棄物マネジメント研修会受講者数の推移(管理コース・基礎コース)

(3) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会

平成23年度、24年度の「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」の受講者はそれぞれ188人、226人(平成25年計画 160人)でした(図1-12)。

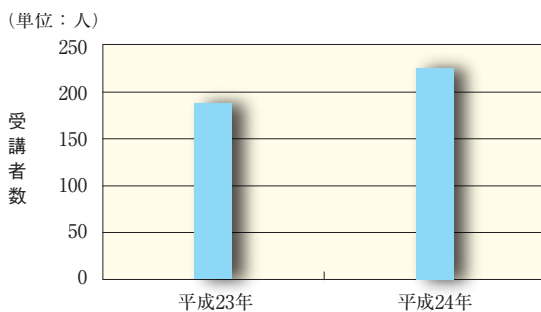


図 1-12 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会受講者数の推移

1.3.3 研修会事業の現状

(1) 研修会事業の仕組み

平成25年度に実施している研修会の種類と概要を表1-2に示します。

研修会事業の実施に当たっては、センターにおいて研修内容(カリキュラム、テキスト)、研修会講師(講師の選定、講義要領、講師打合せ会)等の研修会開催計画を策定しています。

研修会は以下の流れで実施しています。

- ① 研修会開催日程決定後、ホームページに公表する。
- ② 受講希望者は原則としてセンターホームページに掲載した専用ページから申込(Web申込)する。
- ③ 受講申込が受理されると受講者決定通知(受講票)を電子メールで返信する。
- ④ 受講者は講義を受け、講義終了後に受講証明書をセンターから受理する。

(2) 研修会スケジュール

平成25年度に開催する研修会スケジュールは図1-13のとおりです。

表 1-2 研修会の種類と概要

研修会名		受講対象者	概要	講習(科目)	講習期間(日)	受講料	
研修会	産業廃棄物マネジメント研修会	基礎コース	排出企業の廃棄物管理実務担当者・新任担当者等	廃棄物処理法の基礎知識、委託契約、マニフェスト運用等に関する研修	2	0.5	6,000円
		管理コース	排出企業の廃棄物管理責任者等	排出事業者責任と行政処分・罰則の事例、企業における廃棄物リスク管理等に関する研修	2	0.5	6,000円
	放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会		放射性物質汚染廃棄物の処理に携わる処理業者等	放射性汚染対処特措法の概要、放射性物質汚染廃棄物の処理作業に関する安全衛生管理に関する研修	2	1	10,000円

産業廃棄物マネジメント研修会（基礎コース）

12:45	13:10	13:20	14:50	15:00	16:30
受付	開講式	廃棄物処理法の基礎(1.5H)	休憩	産業廃棄物管理の実務(1.5H)	受講証明書の交付

産業廃棄物マネジメント研修会（管理コース）

12:45	13:10	13:20	14:50	15:00	16:30
受付	開講式	排出事業者責任と行政処分・罰則(1.5H) ・排出事業者責任 ・排出事業者に係る行政処分・罰則事例	休憩	企業における廃棄物リスクマネジメント(1.5H) ・企業を取り巻く廃棄物問題に対する取組み ・企業における廃棄物リスクマネジメント	受講証明書の交付

放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会

9:30	9:50	10:00	12:00	13:00	16:00
受付	開講式	放射性物質汚染廃棄物の処理作業に関する安全衛生管理(2H)	昼休み	放射性物質汚染廃棄物の処理について(3H)	受講証明書の交付

図 1-13 研修会スケジュール

2. 電子マニフェスト事業

2.1 はじめに

産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度は、排出事業者が排出した産業廃棄物を委託内容どおり適正に処理されたのを把握・管理することにより、産業廃棄物を委託処理する排出事業者の責任を確保するとともに、不法投棄の未然防止を目的にした制度です。

排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、マニフェスト(電子マニフェストか紙マニフェストのどちらかを選択)を利用して、委託した産業廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを確認する義務があります。

センターは、廃棄物処理法に基づく「情報処理センター」として指定を受け、平成10年12月1日に電子マニフェストシステムの運営を開始しました。

電子マニフェストの利用により、「事務処理の効率化」とともに、「データの透明性」が確保され、「法令の遵守」を徹底することができます。

2.2 電子マニフェスト事業の経緯

(1) 電子マニフェスト普及の経緯

センターは、電子マニフェストの運営を開始した当初から、電子マニフェスト制度をいち早く社会に認知してもらえるように、電子マニフェストのメリット等を廃棄物専門紙等や、ポスター、パンフレット、環境関連の展示会への出展を通じてPRしてきました。また、操作等の質問に対応するサポートセンターを設置し、システム導入後にスムーズなマニフェスト運用に資するための操作体験コーナを設置(東京、大阪)したほか、インターネット上での操作体

験システムの提供等の利便性の向上を図ってきました。

しかし、運営開始当初は、電子マニフェストシステムの加入者数、登録件数とも伸び悩み、平成15年度末まで、普及率（電子化率）は1%留まりでした。

その主な理由は、次のとおりと考えられます。

- ① 紙マニフェストで特段に不都合はなく、電子マニフェストの利用によるメリットの理解が得られなかった。
- ② 現在のようにインターネットが普及しておらずパソコンの利用環境が十分には整っていなかった。

- ③ マニフェスト交付枚数が少ない少量排出事業者におけるマニフェスト利用の費用対効果が小さかった。

このような状況の中、環境省は平成15年度から電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、①普及促進方策の検討、②システムの改善・強化、③普及モデル事業、④電子マニフェスト導入研修会・操作説明会等の事業を精力的に実施しました。センターは、環境省が産業廃棄物処理業優良化推進事業の一環として取りまとめた「電子マニフェスト普及促進方策」（平成17年3月）に沿って、普及の促進に努めました。

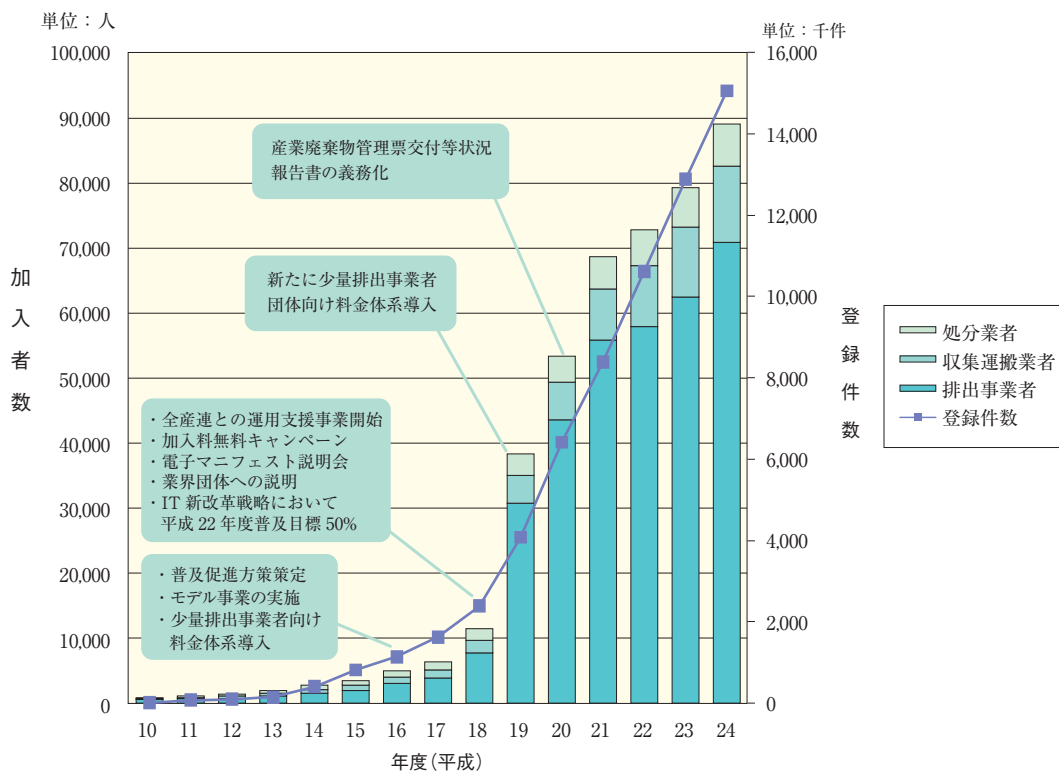


図 2-1 電子マニフェストの加入者数と登録件数の推移

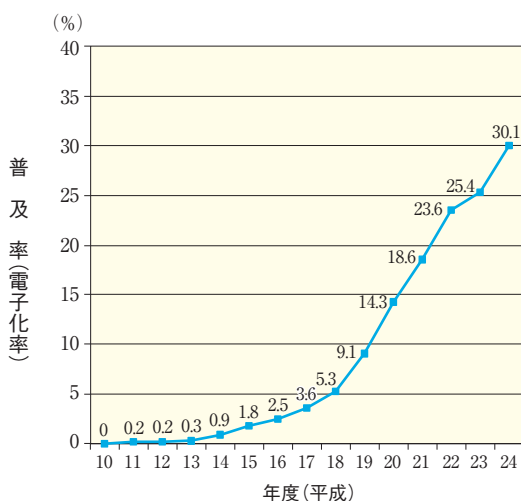


図 2-2 マニフェストの普及率(電子化率)の推移

また、内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部による「IT新改革戦略」(平成18年1月)において、平成22年度までの電子マニフェスト普及率50%が目標とされました。これを受けてセンターは、環境省とともに、排出事業者の業界団体や全国産業廃棄物連合会及び都道府県産業廃棄物協会に対して、電子マニフェストのメリットや運用方法についての説明会を実施するなど、更なる電子マニフェストの普及に取り組みました。

平成18年には、環境省の働きかけの下で、センターと全国産業廃棄物連合会が電子マニフェストの普及方策について共同で検討を進め、両団体が連携して電子マニフェストを本格的に普及させることに合意しました。これにより、都道府県産業廃棄物協会や産業廃棄物処理業者の間に電子マニフェスト活用の理解が進みました。料金面でも、排出事業者団体向け料金体系の導入、排出事業者、処理業者を対象にした加入料無料キャンペーンの実施により、電子マニフェストの普及促進に努めました。

その結果、平成19年度以降、加入者数と登録件数は、急激な増加傾向を示しています。

平成24年6月の参議院及び8月の衆議院環境委員会における「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の議決の際に、「電子マニフェストの普及拡大に向けて、普及率50%以上の数値目標を設定し、その早期達成に積極的に取り組む」という主旨の附帯決議がなされました。更に、国の第三次循環型社会形成推進基本計画において、「廃棄物の適正な処分の確保等を図るために

表 2-1 電子マニフェストシステムの開発経緯

項目	区分	第1次システム	第2次システム	第3次システム	第4次システム
開発期間		平成9年度～平成10年度	平成12年度	平成16年度～平成18年度	平成20年度～平成22年度
開発の背景等		電子マニフェスト制度開始	平成12年廃棄物処理法改正対応	インターネットを活用した大容量・高速化	処理能力の拡充及び安定性・信頼性の確保
運用開始		平成10年12月1日	平成13年4月1日	平成18年6月26日	平成22年5月4日
通信網		KDDI網 (電話回線)	KDDI網 & インターネット網	インターネット網	インターネット網
アクセス方法		C/S版 (クライアント/サーバ方式)	C/S版、Web版、EDI版、 携帯版	パソコン版、携帯版、 EDI版	Web方式、携帯方式、 EDI方式

有効な電子マニフェストの利用割合について平成28年度において50%に拡大すること」という目標が盛り込まれました。環境省は、平成28年度の普及率（利用割合）50%に向けたロードマップを策定しました。センターも、ロードマップに盛り込まれた普及方策を展開して、電子マニフェストの更なる普及に取り組んでいます。

(2) 電子マニフェストシステム開発の経緯

電子マニフェストシステムの開発経緯を表2-1に示します。平成10年12月の電子マニフェストシステムの運用開始に向けたシステムの開発は、平成9年に着手しました。当時のマニフェスト制度は、図2-3に示すとおり、排出事業者の確認義務は中間処理まででした。

平成12年に廃棄物処理法が改正され、現在

の制度のように排出事業者が産業廃棄物の最終処分終了までを確認することが義務付けられました。そのため、第1次システムの全面的な改修を行い、平成13年4月から第2次システムの運用を開始しました。

その後、IT化の進展に伴い、ADSL等のブロードバンド（高速大容量）通信での電子マニフェストシステムへの接続が可能となったことを背景に、平成16年度～18年度に通信の高速化、処理の迅速化等を図り、加入者の利便性を考慮した第3次システムに更新しました。

更に、平成18年度以降の加入者数や登録件数の急増に対応するため、平成20年から処理能力の拡充及び安定性・信頼性を最重視した第4次システムの開発を進め、平成22年5月より運用しています。

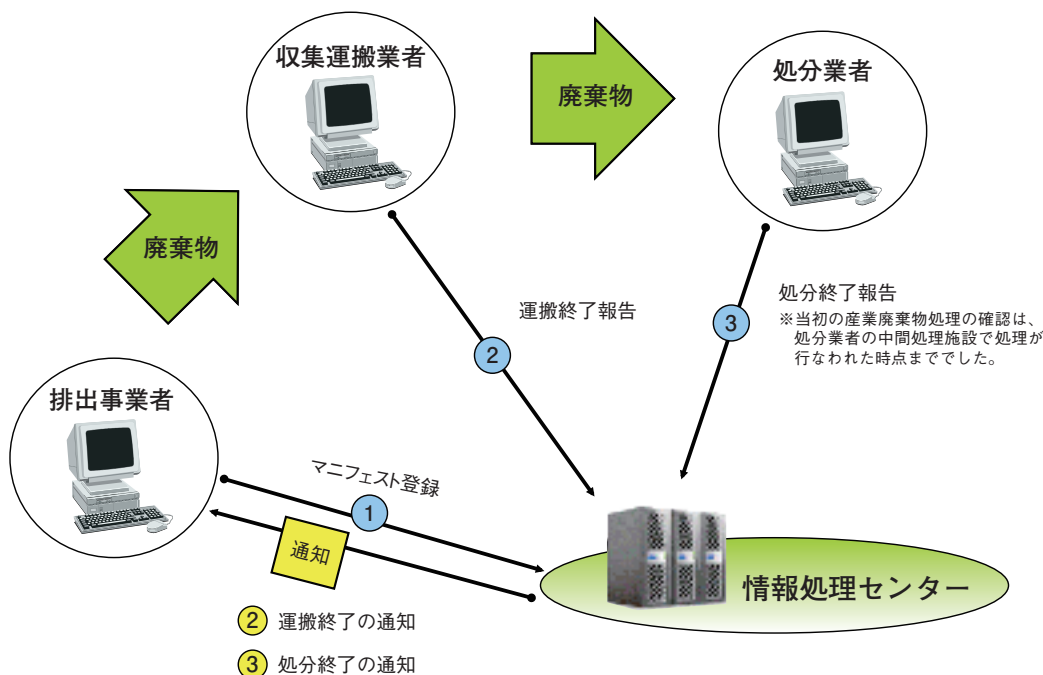


図2-3 電子マニフェスト制度（当初）の流れ

なお、これまでの第1次システム～第4次システムの開発に際しては、開発経費の一部に環境省(第1次システムは厚生省)の委託費等が投入されています。

2.3 電子マニフェスト事業の現状

2.3.1 電子マニフェストシステムの仕組み

(1) 電子マニフェストシステムの流れ

電子マニフェストシステムは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の3者が、情報処理センターを介したネットワークで産業廃棄物の管理を行うシステムです(図2-4)。

システムへのアクセス方法には、Webブラ

ウザを利用してアクセスする「Web方式」と、加入者の社内システムまたは社外サービスと連携した加入者が利用しやすいシステムの構築が可能な「EDI方式」があります(図2-5)。「Web方式」では、データを携帯電話を介して登録・報告ができる「ケータイ方式」を補助的に利用できます。

電子マニフェストの運用にあたっては、排出事業者から中間処理業者までの一次マニフェストと中間処理後の残さ等の処理の二次マニフェストについて、それぞれ排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の三者が加入していることを前提として、図2-6に示すような運用ケースがあります。

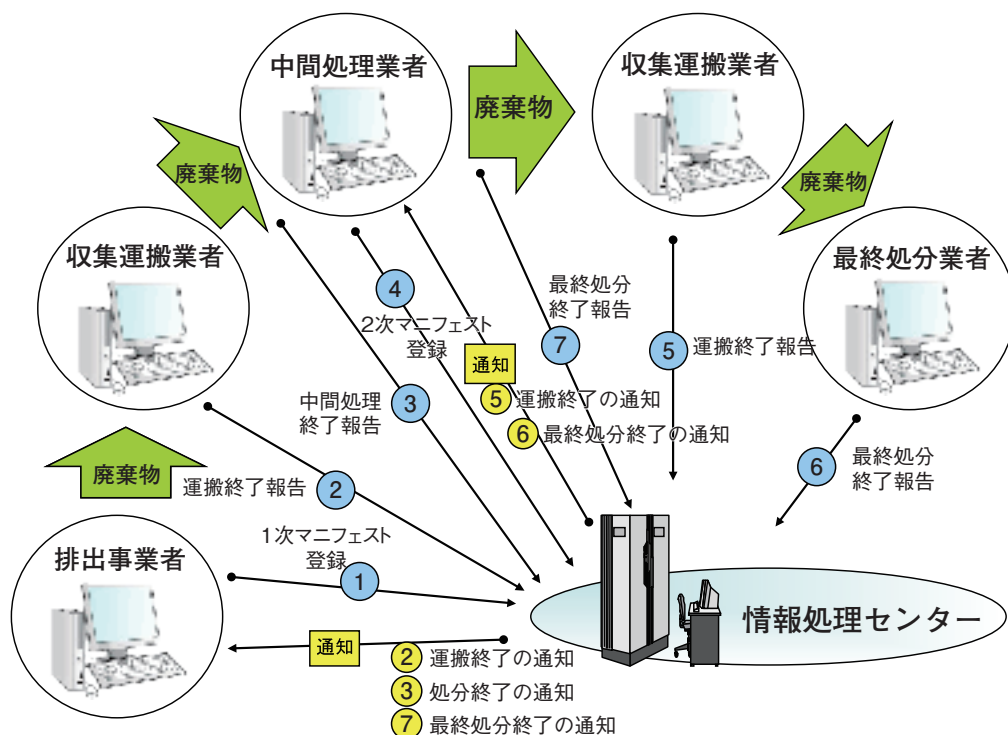


図2-4 電子マニフェストシステムの流れ (平成25年11月現在)

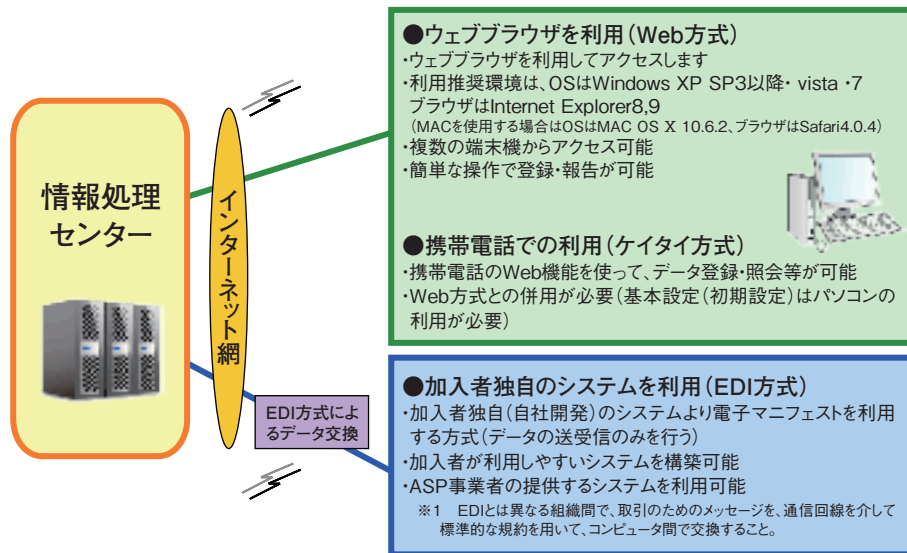


図 2-5 電子マニフェストシステムへのアクセス方法（平成 25 年 11 月現在）

運用ケース	排出事業者	収集運搬業者	中間処理業者		収集運搬業者	最終処分業者
			処分業者の立場	排出事業者の立場		
I	電子マニフェスト					
II	電子マニフェスト	紙マニフェスト				
III	紙マニフェスト	電子マニフェスト				
IV	電子マニフェスト					

図 2-6 電子マニフェストシステムの運用形態

2.3.2 電子マニフェストの利用

(1) 電子マニフェスト加入者数

平成 24 年度末の電子マニフェスト加入者数は、89,015 社(排出事業者：70,792、収集運搬業者：11,720、処分業者：6,503)となっています(図 2-1)。

電子マニフェスト加入者の業種別構成では、医療、福祉(74.3%)が一番多く、製造業(7.3%)、建設業(6.9%)の順になっています(図 2-7)。

また、都道府県別の電子マニフェスト加入者を見ると、東京都(12,221)が最も多く、次いで神奈川県(7,191)、静岡県(7,049)の順です。静岡県の加入者数が多いのは、医療関係機関の加入率が高いこと、静岡県の公共工事において電子マニフェストの利用が義務付けられていることが理由として考えられます(図 2-8)。

(2) 電子マニフェスト登録等状況報告

平成 18 年 7 月の廃棄物処理法施行規則の改正により、排出事業者には、事業場ごとの、前年度 1 年間の産業廃棄物管理票の交付等の状況等、都道府県知事・政令市長に提出することが義務付けられました。これに伴い、平成 20 年度から情報処理センターは、前年度の電子マニフェスト情報を集計し、電子マニフェスト登録等状況報告書を都道府県知事等に提出しています。

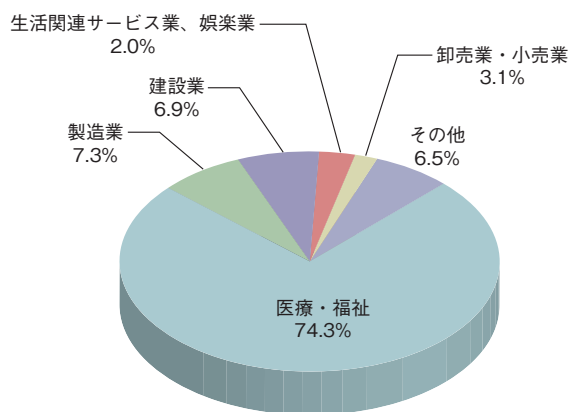


図 2-7 電子マニフェスト加入者の業種別構成（平成 25 年 3 月末現在）

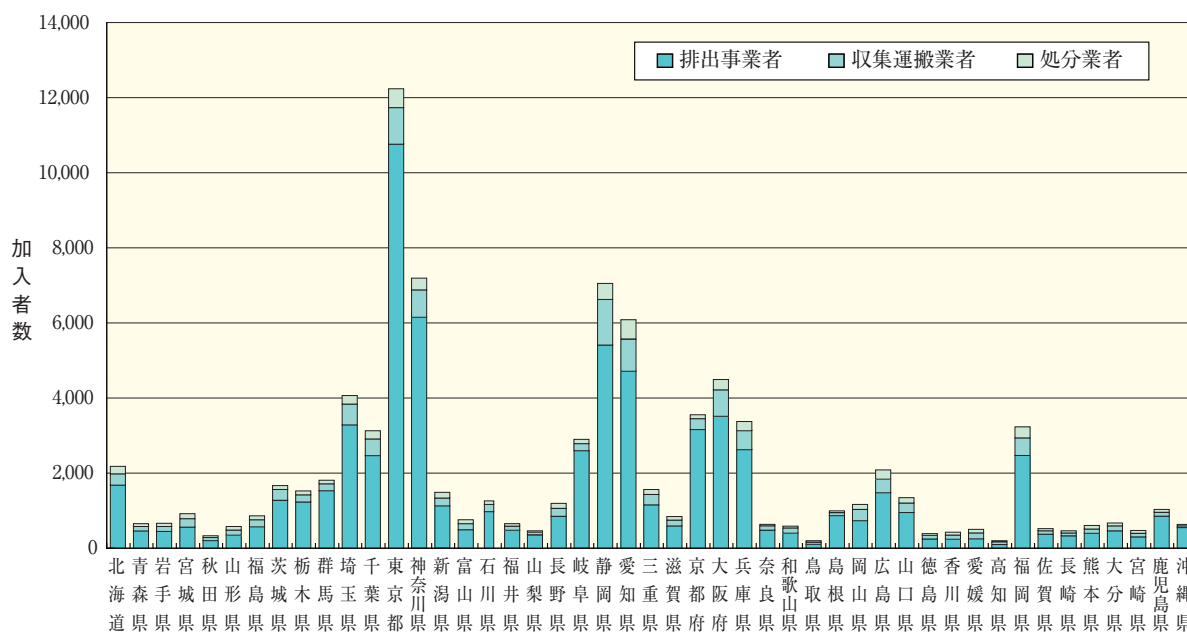


図 2-8 都道府県別の電子マニフェスト加入者（平成 25 年 3 月末現在）

(2) 電子マニフェスト登録件数

平成 24 年度の電子マニフェストの登録件数は、1,505 万件となりました。電子マニフェストの登録件数と紙マニフェストの推計発行枚数を合わせたマニフェスト総数を 5,000 万件（センターの推計）とすると、普及率（電子化率）は

30%となります。

また、排出事業者の業種別の電子マニフェスト登録件数は、建設業の件数が全体の 56.3% を占めて最も多く、次に、製造業（11.8%）、卸売業、小売業（8.9%）の順となっており、この 3 業種で全体の 77% を占めています（図 2-9）。

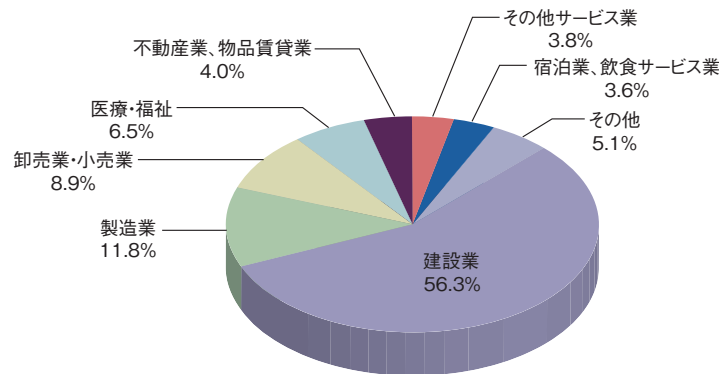


図 2-9 排出事業者の電子マニフェスト登録件数業種別割合（平成 25 年 3 月末現在）

（3） 利用料金

電子マニフェストの利用料金は、廃棄物処理法第13条の4第1項後段の規定による環境大臣の認可を受けて、情報処理センターの業務規程で以下のとおり定めています。

利用料金は、基本料（システム利用に係る費用）、使用料（マニフェスト登録件数に応じた費用）の2つに分けられます。

排出事業者には、マニフェストの年間登録件数に応じて、A料金とB料金があります。A料金は、年間の登録件数が多い事業者向けで、年間の登録件数が1,200件以上の事業者が対象となります。B料金は、比較的年間の登録件数が少ない事業者が対象となります。

また、少量排出事業者の料金区分として、「30加入者以上の排出事業者が団体で加入すること」等の条件を満たした場合に適用されるC料金を設定しています。

このほか、電子マニフェストシステムの利用開始に当たり、加入時に係るセンターの事務処

理経費として加入料が必要です。

収集運搬業者は、加入料と基本料だけで電子マニフェストの運用ができます。また、処分業者も、加入料と基本料だけで電子マニフェストの運用ができますが、2次マニフェストを電子マニフェストで運用する場合には、使用料がかかります。

なお、マニフェストの登録にかかる使用料は、排出事業者の負担となります。

電子マニフェストシステムの利用料金は、【資料編 資料3-4】に示します。

（4） 加入者等に対するサービス

1) 行政報告システム

情報処理センターは、平成20年から電子マニフェスト加入者を対象に、各都道府県・政令市に提出する①電子マニフェスト登録等状況報告書の閲覧や②その他の行政報告書の作成を支援するための行政報告システムを、期間限定（毎年4月中旬～9月30日）で提供しています。

2) 電子媒体提供サービス

平成16年から、加入者が多量のマニフェスト情報を保存処理する場合の負担軽減と電子マニフェストの利用を証明するため、加入者が登録又は報告したマニフェスト情報を、電子媒体に収録して加入者に有償で提供するサービス(以下「電子媒体提供サービス」という。)を行っています。また、平成17年には国土交通省から公共工事等の廃棄物が適正に処理されたか否かの確認を監督職員が行う際、電子マニフェストで対応可能とする通知がされ、加入者(建設会社等)は電子媒体提供サービスを活用し公共工事に係る竣工検査等に対応しています。

3) 地方公共団体支援サービスの提供

都道府県・政令市が、マニフェストの終了報告等の実施状況の照会を随時行うことができる機能を、平成22年に構築しました。また、平成23年から優良産廃処理業者認定制度における優良認定の申請者が、電子マニフェストに加入しているか否かを都道府県・政令市が随時確認できる機能を提供しています。

4) 加入者情報の公開

情報処理センターのホームページでは、電子マニフェストに加入している排出事業者、収集運搬業者、処分業者(公開を承諾済みの加入者)を公開しています。また、収集運搬業者、処分業者では許可を取得している都道府県・政令市の情報や優良性評価制度の適合情報等も公開しています。

2.4 電子マニフェストの普及率50%に向けて

平成25年10月、環境省は、平成28年度において電子マニフェスト普及率(利用割合)を50%とする目標を達成するための「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」(図2-10)を策定し、公表しました。センターは、この普及目標を達成するために、新たな手法を導入した普及促進策を講じるとともに、これまで効果が高かった普及促進策を一層充実させ、環境省と連携して、積極的に以下の取組みを進めています。

1) 排出事業者の加入促進

- ① 多量排出事業者に対する重点的加入促進
- ② 少量排出事業者に対する加入促進

2) 行政機関の利用促進

- ① 公共工事における利用促進
- ② 行政機関の産業廃棄物処理委託契約における利用促進

3) 電子マニフェストの利便性向上のためのシステム改善

- ① 収集運搬終了報告における利便性向上
- ② 新EDIシステムの構築
- ③ スマートフォン等に対応したシステム開発

4) 普及促進策の充実

- ① 啓発資料等を活用した普及啓発
- ② 電子マニフェスト研修会の実施
- ③ 電子マニフェスト操作講習会の実施
- ④ 普及キャンペーンの実施

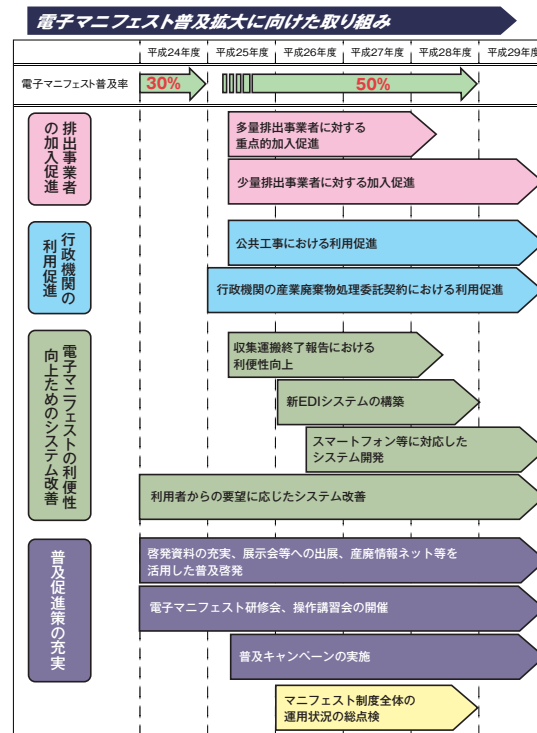


図 2-10 電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ

3. 調査研究事業

3.1 はじめに

センターは調査研究事業として、主に「受託調査業務」と「自主調査業務」を実施してきました。受託調査業務は、主として国から発注された産業廃棄物関連の調査業務を行っており、その成果は、廃棄物処理法の改正、関連通知の発出、ガイドラインの作成等の基礎資料として活用されています。また、自主調査業務では、センター事業のレベルアップを図る目的から、急激な社会情勢の変化に対応した産業廃棄物の再生利用と適正処理を推進するために必要な各種情報の収集と解析を行い、その成果を関係者に情報提供するとともに、教育研修事業の基礎的

資料としています。さらに、最近では、環境省の競争的研究資金である環境研究総合推進費の補助を受けた調査研究も実施しています。

3.2 受託調査業務

平成13年1月の省庁再編が行われるまでは、厚生省をはじめ、環境庁、公害防止事業団（現日本環境安全事業株式会社/環境再生保全機構）、地方公共団体等から幅広く受託調査業務を受託しました。省庁再編後は、産業廃棄物の所管が環境省になったこともあり、調査業務は、環境省からのものが中心となっています。なお、国からの受託調査業務は、平成18年度から一

般競争入札になりました。

受託調査業務による調査研究は、次の7つのカテゴリーに分けられますが、【資料編 資料4-1】に、主な事業実績を年度ごとに示します。

- ① 廃棄物の適正処理技術等に関する調査
- ② 処理に関するガイドライン、マニュアルに関する調査
- ③ 廃棄物の排出・処理に関する実態調査
- ④ 行政の組織・業務に関する調査
- ⑤ 国際協力に関する調査
- ⑥ 電子マニフェスト等に関する調査
- ⑦ その他

3.3 自主調査業務

自主調査業務は、平成5年から受託調査業務とは区別し、センター独自の調査を行うために開始しました。展示会・セミナーへの参加や海外視察等を含めて、各種の産業廃棄物関連情報の収集を行うとともに、センター事業に有用な自主調査研究を実施しています。これまで、次のように海外視察等調査と自主調査研究を実施しています。

(1) 海外視察等調査

他団体等が主催した海外視察調査への参加やセンター自らが関係機関へのヒアリング調査を行い、その結果を報告書にまとめています。その概要を【資料編 資料4-2-1】に示します。

(2) 自主調査研究

実施した主な自主調査研究の名称を以下に記

すとともに、その概要を【資料編 資料4-2-2】に示します。

- ① 建設廃棄物処理ガイドライン作成(原案)
(平成6年度～平成8年度)
- ② 環境マネジメント(ISO14001)の審査登録機関としての検討(平成8年度～平成12年度)
- ③ 産業廃棄物に関する統計手法等の検討
(平成12年度)
- ④ e-ラーニングシステムの検討(平成16年度～平成21年度)
- ⑤ 市町村における医療廃棄物の処理実態
(平成18年度)
- ⑥ 産業廃棄物処理施設設置規制強化後の焼却施設に係る調査(平成19年度)
- ⑦ 感染性廃棄物の不適正事例の収集、整理
(平成20年度)
- ⑧ 在宅医療廃棄物の適正処理に関する研究
(平成21年度～平成22年度)
- ⑨ 建設廃棄物の処理・再資源化のための手引書作成に向けた調査(平成21年度～平成22年度)
- ⑩ 産業廃棄物委託処理に関する研究(平成23年度～平成24年度)

3.4 競争的研究資金を活用した調査業務

センターが代表機関となって、競争的研究資金である環境研究総合推進費を受け、「産業廃棄物マニフェスト情報の信頼性の確保と多面的活用策の検討」と題する研究を、平成23年～25

年の3年間に実施しています。この研究は、産業廃棄物の委託処理に膨大な労力と経費をかけて適用されている廃棄物管理票(マニフェスト)の記載情報(マニフェスト情報：廃棄物の種類、名称、量等)に着目し、次の①～④の事項を実施しています。

- ① マニフェストシステムの運用実態及びマニフェスト情報の活用実態を分析する。
- ② 実際の産業廃棄物最終処分場や中間処理施設の現場でのマニフェスト情報の信頼性の検証を行うことにより、マニフェスト情報の産業廃棄物の量と質の流れの解析への活用可能性を明らかにする。
- ③ 海外の電子マニフェストシステムの活用事例を解析する。
- ④ 以上から、国・都道府県・政令市、産業廃棄物の排出事業者、処理業者が、マニ

フェスト情報を、産業廃棄物の3R推進と適正処理の一層の推進などに多面的に活用する方策を提案し、電子マニフェストと紙マニフェスト情報の効率的な利用可能性を示す。さらに、災害廃棄物の適正処理・リサイクルにおけるマニフェストの活用方法を検討する。

3.5 今後の調査研究事業

これまでの調査事業は、国等から発注された請負業務を主として実施してきました。しかし、今後はセンター事業の円滑かつ効率的な運用に資する自主調査業務の増加が見込まれます。さらに、環境省等の外部の競争的研究資金の支援を受けた産業廃棄物の再生利用と適正処理の推進に貢献できる調査研究にも、積極的に取り組んでいきます。

4. 国際協力事業

4.1 はじめに

わが国では、数次にわたる法規制の強化や各種制度の導入の効果により、国内の産業廃棄物対策は大きく進展しました。しかし、中国、アセアン諸国など、日本の経済成長の後を追うアジアの国々では、急速な工業化と都市化、生活水準の向上を背景として、深刻な産業廃棄物問題が生じており、医療廃棄物や有害廃棄物の適正処理というわが国がつい最近経験したような課題にも、同時に対処することが必要になって

います。また、最近では、廃棄物リサイクルの国際的分業が進んでおり、廃棄物管理の国際的な調和が必要であることから、海外の廃棄物管理の状況の的確な把握が求められています。

センターでの国際協力事業は、これまで、環境省の要請に基づく業務を進めるとともに、JICAなどの外部の国際協力機関への人材派遣等を主に実施してきました。しかし、わが国あるいはセンターが保有する知識や経験、ノウハウには、現在アジア諸国から提供が求められて

いるものが多数あります。そこで、センターにおける国際協力事業は、①アジアの国々を主な対象とする、②有害産業廃棄物対策に焦点を当てるとともに、相手国のニーズを的確に把握しつつ、「有害産業廃棄物に関するアジアの情報センター」としての機能を持つことを目指すものとする、③わが国と相手国にとっても有益な協力を進める、の3点に留意して行うこととしました。こうした考えに即して国際協力事業を行うため、平成19年4月に国際協力担当部を新設し、平成20年4月に国際協力部、平成24年4月に国際部に順次改編してきました。

4.2 国際協力事業

国際協力事業は、予算や人員等の制約もあり、できるものから実施してきました。これまでの国際協力事業の実績として、開発途上国に対する産業(有害)廃棄物処理の技術移転事業、海外関係機関との交流、国等からの依頼業務、海外での調査及び情報発信等を以下に示します。

(1) 開発途上国に対する産業(有害)廃棄物処理の技術移転事業

センターでは、開発途上国に対する産業(有害)廃棄物処理の技術移転事業を、平成8年度から12年度までは厚生省(社団法人国際厚生事業団)、平成13年度からは環境省から受注して実施してきました。この事業は、インドネシア、フィリピン、メキシコ、中国等の東南アジア諸国を対象として、産業廃棄物や有害廃棄物

処理に関する情報の収集・提供を進めるとともに、わが国との二国間セミナーや地域内の各国の参加による国際セミナーなどを開催したものです。それらの概要は、【資料編 資料5-1】に示します。

(2) 海外関係機関との交流

1) 韓国

韓国では、わが国と同様に電子マニフェストシステムが導入されています。平成18年7月に、韓国政府(環境部)及び電子マニフェストの運営機関である韓国環境資源公社(以下「ENVICO」という。)を訪問して、その実施状況を把握しました。また、同年12月には、韓国の環境省、自治体担当者からなるENVICOの調査団が来日し、センターにおいて、電子マニフェスト事業を含むセンター事業に関する情報交換を進めました。それらを踏まえて、平成19年8月、ENVICO側からの申し入れにより、日韓両国における電子マニフェストの普及促進・発展に向けての協力や産業廃棄物管理全般に関する情報交換を進め、両国の産業廃棄物管理並びに環境保全の推進に寄与することを目的として、センターとENVICOとの交流を推進する覚書を交わしました。そして、センターは、ENVICOを統合した組織の韓国環境公団(KECO)とその覚書の継続を、平成25年3月に確認しました。

2) 台湾

センターは平成19年6月に電子マニフェストが導入実施されている台湾の行政院環境保護署

を訪問し、電子マニフェストの実施機関である事業廃棄物管理センターにおいて、台湾の産業廃棄物政策、電子マニフェスト政策及び双方での実施状況に関する情報交換を実施しました。その後も、平成22年9月、平成24年1月、2月に台湾行政院環境保護署と(財)緑色生産力基金会等を訪問するなど、電子マニフェストシステム運用に関する情報交換を継続的に行っています。

(3) 国等からの依頼業務

センターは、環境省、JICA等の機関の依頼に基づいて、国際協力分野におけるわが国のマニフェスト制度や廃棄物リサイクルの進展状況に関する情報提供などの業務に関わってきました。主要な環境省とJICA等からの依頼業務は、【資料編 資料5-1】に示します。

(4) 海外での調査及び情報発信

海外の産業廃棄物政策、電子マニフェスト政策、処理処分技術に関する情報収集調査と学会での情報発信を行っています。主な学会での情報発信例を【資料編 資料5-2】に示します。

(5) その他の国際協力推進に向けた活動

わが国の各地域の国際協力団体等に対して、それらが実施する途上国の廃棄物行政・技術担当者を対象に実施される集団研修や国際協力専門家要請のための各種研修において、有害廃棄物、リサイクル、情報管理分野の講師として、

協力しています。

また、国際会議の分野では、環境省、廃棄物資源循環学会、国立環境研究所、JICA、大学、その他の廃棄物関連団体の国際協力分野関係者とともに、アジア太平洋廃棄物専門家会議(SWAPI)等の開催・運営に協力してきています。

4.3 今後の国際事業

センターは、今後も、アジア地域における循環型社会の形成に向けて、有害廃棄物及び産業廃棄物管理に関する情報の収集・提供、関係機関との交流を進めていきます。特に、電子マニフェストシステムを国として導入している日本、韓国、台湾の三国が、定期的に電子マニフェストや産業廃棄物の適正処理・再生利用・国際間移動等について情報交換する場づくりを推進するために、三国間での第1回会合を平成25年12月に開催することとしています。

また、政府が進める「我が国循環産業の育成・国際展開の促進等を通じ世界規模での循環型社会の構築を目指す」事業等の推進にも、積極的に協力していきます。

5. 感染性廃棄物容器評価事業

5.1 はじめに

昭和62年の病院内で医師がB型肝炎に感染して死亡する事故の発生を契機に、医療従事者や医療廃棄物処理業者へのエイズやB型肝炎等の二次感染の懸念がクローズアップされ、医療廃棄物の適正な処理が求められるようになりました。このような中、厚生省は、昭和63年7月に、「医療廃棄物処理対策検討会」を発足させ、「医療廃棄物処理ガイドライン（平成元年11月）」を取りまとめました。このガイドライン中に医療廃棄物の「梱包」が取り上げられ、鋭利なものの梱包用容器には、堅牢で耐貫通性のある容器を使用すること等が示されました。また、平成3年10月の廃棄物処理法改正により、新たに特別管理廃棄物制度が盛り込まれ、感染性廃棄物が特別管理廃棄物に指定されました。厚生省は、この改正を踏まえて、同年12月「感染性廃棄物処理対策検討委員会」を設置し、「医療廃棄物処理ガイドライン」の内容を見直した「感染性廃棄物処理マニュアル（平成4年10月）」を通知しました。

これらのことを受け、センターは、平成5年度に感染性廃棄物梱包容器の登録認定事業の社会的意義、潜在的ニーズ、実行可能性、仕組み等についての予備調査を実施しました。

5.2 経緯

センターは、学識経験者、関係団体等で構成

する委員会において医療廃棄物を収納する容器についての登録認定制度事業の必要性とその具体的な内容について検討し、平成7年4月から医療廃棄物容器登録認定制度事業（以下「認定制度事業」という。）を開始しました。認定制度事業は、感染性廃棄物を収納する容器からの液漏れ、注射針の貫通、容器破損や蓋脱落による内容物の散乱等の事故を防止するために、廃棄物処理法が要求する密閉性、収納の容易性、耐損傷性等の要件を満たす判断基準を設定し、その判断基準による認定を行うことで、優良な容器の普及を目指すものでした。

この認定制度事業により、平成14年3月までに5社19製品が登録認定されました。しかし、環境省による「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）の改訂作業への着手もあり、平成14年4月、容器の登録認定の募集を中断しました。

平成16年3月、マニュアルの改訂を受けて、センターは、認定制度事業及び容器認定に係る判断基準の見直しを図ることとし、学識経験者による「感染性廃棄物容器評価制度検討委員会」を設置し、感染性廃棄物を収納する容器について適正な容器の普及を図る新しい仕組み及び性能評価の判断基準等の検討をしました。その結果、認定制度事業を発展的に解消して、平成17年6月より感染性廃棄物容器評価事業（以下「評価事業」という。）を開始しました。

表 5-1 感染性廃棄物容器評価事業の実績

年度	新規申込		更新申込	
	申込者数※1	容器数	申込者数	容器数
平成17年度	4 (4)	20	-	-
平成18年度	1 (1)	4	-	-
平成19年度	2 (1)	5	-	-
平成20年度	1 (0)	1	4	20
平成21年度	2 (0)	2	1	4
平成22年度	5 (4)	9	2	5
平成23年度	1 (1)	1	5	21
平成24年度	3 (0)	3	1	4
計	19 (11)	45	13	54

※ 括弧内は初めて申込のあった数

これまでの評価事業の実績を表5-1に示します。平成17年からの新規申込は延べ19社45製品（複数製品の申込を除くと11社）に、更新申込は、13社54製品になります。

5.3 評価事業の概要

(1) 評価事業の基本的な考え方

評価事業の構築に当たり、留意した基本的事項は、次のとおりです。

- ① 使用者が容器選定する際に有効な判断情報の提供
- ② 容器供給事業者による製品の品質改善努力への動機付け
- ③ 海外の基準・規格との整合化
- ④ 評価試験実施要領の透明化

表 5-2 感染性廃棄物容器評価事業の実績

項目	認定制度事業	評価事業
基本的な考え方	合格品の普及	格付けによる適正品の普及と製品の品質改善への動機付け
評価試験	センターが第3者機関に委託して実施	申込者が自ら、又は、第3者機関に委託して実施
審査	学識経験者等から成る審査委員会による審査・認定	学識経験者等から成る審査委員会による審査・評価格付け
評価品の識別	センターと被認定者との間の契約に基づき有償で頒布された認定ラベルを認定品に貼付	評価格付け品につき、センターが定める評価格付けに関する情報の容器への表示(推奨)
容器使用者等への情報公表	評価品の貼付識別マーク、又は認定書による確認	センターのホームページで公表

感染性廃棄物の評価事業と認定制度事業との比較を、表5-2に示します。評価事業では、認定制度事業時の合格/不合格の択一による判定から、4段階（優、良、可、不合格）の評価格付けを導入しました。

(2) 評価事業の運用状況

1) 実施体制

センターに学識経験者で構成する「感染性廃棄物容器評価事業委員会」を設置し、その下部組織として、申込案件の評価を行う「審査部会」を組織することで、評価事業の適正な運用を進めています(図5-1)。

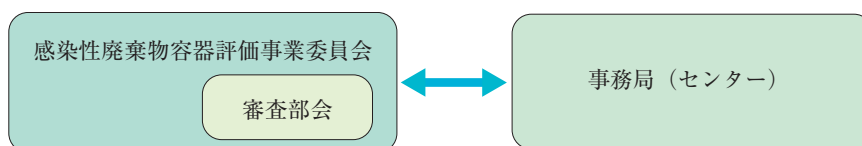


図 5-1 評価事業実施体制

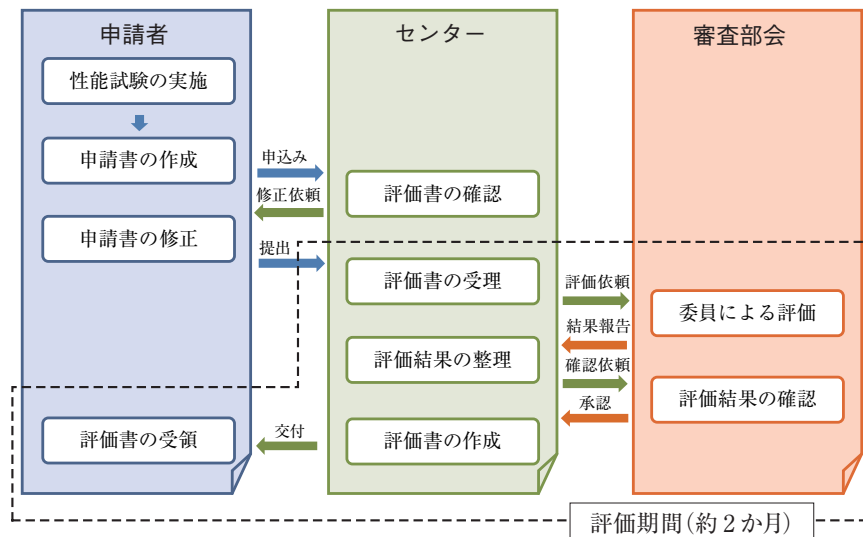


図 5-2 評価事業の流れ

2) 評価事業の流れ

評価事業の申込みは、随時受け付けています。評価事業の流れを図5-2に示しますが、申請書の受理から評価書の交付までの期間は、約2か月要します。申請者が作成して、センターが受理した申請書は、審査部会により評価、評価の確認がなされて、容器が評価格付けされます。

3) 評価のポイント

評価の主なポイントは、容器の性能（取扱いの安全性、環境への影響、表示の適切性）、性能評価試験に係る事項（試験の再現性、試験の透明性）、容器の生産における品質管理に係る事項（品質管理マニュアルの整備状況、容器生産における品質管理計画の整備状況）としています。

4) 評価基準における容器の種類と試験項目

マニュアルでは、バイオハザードマークの色と容器収納物の関係について、赤色は液状・泥

状物、黄色は鋭利物、橙色は固形状物と指定しています。評価事業における容器の種類も、基本的にマニュアルの容器色識別を踏まえたものとしていますが、容器の種類「黄」は、感染性廃棄物の排出現場の状況を考慮して、表5-3のようにマニュアルにおける3種類の感染性廃棄物が全て収納できる容器としています。

表 5-3 容器の種類と試験項目

容器の種類	赤(液状又は泥状物用)	橙(固形状物用)	黄(液状、泥状及び固形状の廃棄物並びに鋭利物用)
用途	・血液等の液状又は泥状のもの ・鋭利物不可	・血液等が付着したガーゼ等の固形状のもの ・鋭利物不可	・感染性廃棄物全般及び注射針等の鋭利なもの

5) 評価容器の格付け表示マーク

評価容器の格付けは、評価基準に基づき、合格した「優」、「良」、「可」には表5-4のマークの表示を推奨しています。

表 5-4 評価容器の格付け表示マーク

格付け	マーク
優	★★★
良	★★
可	★
不可	

6) 有効期間

評価の有効期間は、評価書の交付日より3年としています。なお、評価書交付容器の取扱いに、その信頼性の確保が達成されていると認められる場合には、2回目以降の更新から、評価の有効期間を5年としています。

7) 表示方法

評価格付け表示については、「評価格付け表示の手引き」を定めています。バイオハザードマークの表示を義務付けており、評価格付けされた容器の識別のために、図5-3のような表示を推奨しています。

8) 情報の公開

「可」以上の格付け製品については、容器の種類、容器の型式名、容器のタイプ、基本材質等の情報をセンターホームページに掲載し、感染性廃棄物容器ユーザー等への参考情報としています。



図 5-3 評価格付け表示例

9) 格付け容器の現状

平成25年3月末現在の格付け容器の種類別の数を表5-5に示します。格付け容器37製品の内訳をみると、橙容器が6製品、黄容器が31製品であり、可格付け容器は10製品、良格付け容器は27製品となっています。

表 5-5 現在の格付け容器の種類別の数
(平成25年3月現在)

格付け区分	黄 (液状、泥状及び固形状の 廃棄物並びに鋭利物用)	橙 (固形状 物用)	計
優	—	—	—
良	21	6	27
可	10	—	10
計	31	6	37

(3) 普及促進等

評価事業は、より多くの容器提供業者の参加を得ることで、その有効性が発揮されるので、評価事業の普及促進は重要です。このため、センターホームページによる評価事業の情報提供やリーフレットの配布を進めていますが、今後は、展示会や講習会等における新たなPR活動も積極的に実施していきます。

また、評価事業の格付け容器を密閉性、耐漏洩性、堅牢性を有するものとして、感染性廃棄物を収納する用途以外の利用例もあります。こうした格付け容器の用途拡大についても検討していきます。

5.4 今後の評価事業

平成25年2月の委員会、制度・審査委員会の統合、申込要領と実施要領の作成、ISO9001

認証書類の提出による申請書の一部免除、現地調査を新規申込時の現地調査実施を原則とし、実施は事務局で行うことという変更について了承されました。更に、平成25年度中にワーキ

ンググループを設置して評価格付けのあり方を検討することが決まっております。今後も、社会背景や事業者のニーズに応じて、容器評価事業の見直しと普及促進を図ってまいります。

6. 災害廃棄物対策事業

6.1 はじめに

本事業は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い大量に発生した災害廃棄物及び原子力発電所の事故由来放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等について、安全かつ適正に処理・保管・移動管理ができるよう、「JW災害廃棄物処理支援システム」及び「放射性物質汚染廃棄物等管理システム」をそれぞれ開発・運用し、被災地の復旧・復興を支援しています。

6.2 JW災害廃棄物処理支援システムの概要

電子マニフェストシステムをベースに、公益的視点から、東日本大震災により発生した災害廃棄物処理の適正管理を目的として「JW災害廃棄物処理支援システム」を開発し、平成23年8月から運用しています。

(1) 支援システムの特徴

JW災害廃棄物処理支援システムは、災害廃棄物の登録、報告、照会等の機能は電子マニフェストと同様とし、次の特徴があります。

- ① 災害廃棄物の処理責任は、電子マニフェ

ストを登録する市町村等

- ② 災害廃棄物を新たなコード番号により分類
- ③ 加入者番号・パスワードを産業廃棄物の場合と区別

(2) 支援システムの流れ

JW災害廃棄物処理システムは、電子マニフェストシステムを基本とし、災害廃棄物の排出から処分までの一連の処理状況を管理できます。新たに災害廃棄物の分類項目を追加し、災害廃棄物専用として、①種類、②処理量、③処理委託先、④処理に伴う料金等の登録ができ、また、収集運搬業者・処分業者による処理終了報告が可能としたシステムです（図6-1）。また、併せて、登録した情報の検索・集計が可能な機能を有します。

(3) 支援システムの運用実績

平成25年4月現在、JW災害廃棄物処理支援システムは14地区（予定地区を含む）で利用されており、システム利用者による登録件数は、初年度の平成23年度が10,726件、平成24年度

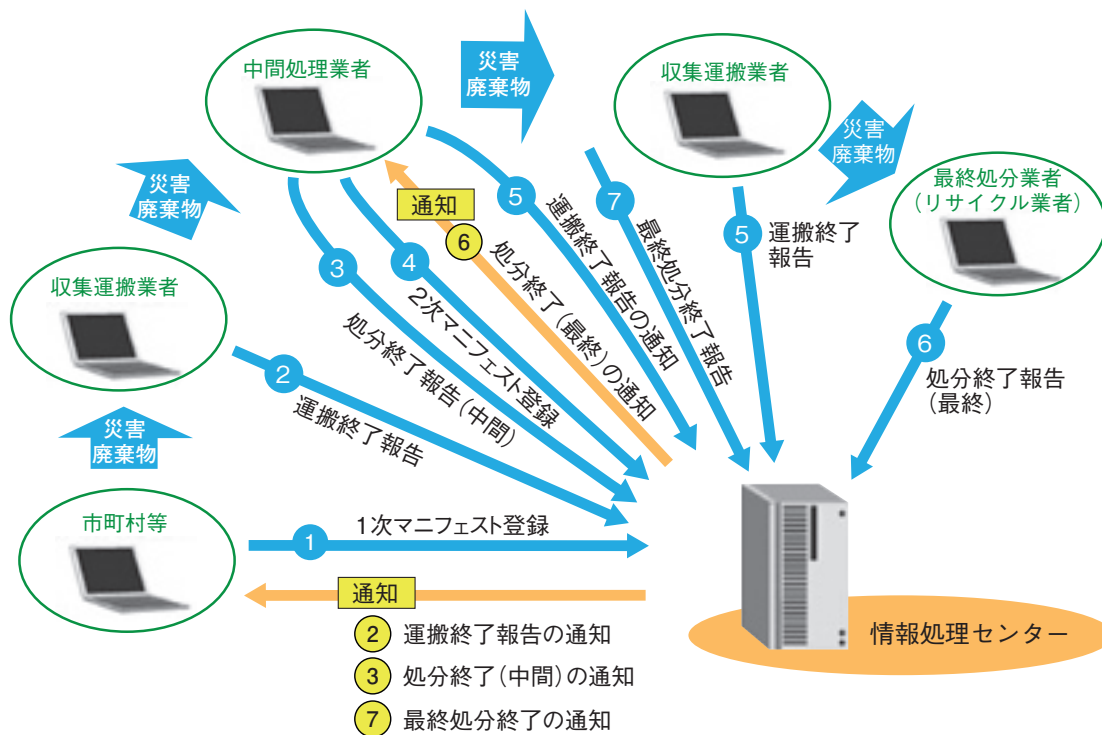


図 6-1 JW災害廃棄物処理支援システムの流れ

が85,131件となっています。

6.3 放射性物質汚染廃棄物等管理システムの概要

センターでは、大震災で生じた津波による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、大量に発生した放射性物質に汚染された廃棄物・土壌の管理に関し、「放射性物質汚染対処特措法」に規定された「特定廃棄物」及び、除染に伴う土壌・廃棄物を対象とした「放射性物質汚染廃棄物等」の管理を可能とする情報管理システムを平成24年8月に開発しました。

(1) 管理システムの特徴

放射性物質に汚染された廃棄物等は、処理の安全性に関する住民理解が不可欠であり、正確かつ分かり易い情報提供が必要です。さらにデータ保管にあっては、放射性物質濃度が一定濃度まで低下するまでの長期間が必要とされ、他の管理システムとは異なることから次の特徴を併せもっています。

- ① 登録から30年以上の長期間にわたり、電子情報として安全に管理することが可能
- ② データの一元管理により、関係機関が最新の情報を簡単に共有することができ、集計・解析等のデータ活用も容易に行うことが可能

- ③ 除染土壌や廃棄物等に係る除染場所・仮置場及び中間貯蔵施設・最終処分場の保管台帳管理が可能
- ④ 除染場所や仮置場から中間貯蔵施設・最終処分場に至るまでの移動管理も可能

(2) 管理システムの流れ

仮置場（除染作業場所を含む。）における除染土壌等に係る量、発生場所、放射線量等のデータを保管台帳として管理する。仮置場から中間処理施設等への移動情報は情報処理センターに登録し、運搬受託者が土壌等の引渡し時に運搬の修了を報告する。中間貯蔵施設等は受入れた土壌等を保管台帳として管理する。

なお、本システムは、電子マニフェストシステムに準拠しているので、セキュリティ対策、障害予防対策が万全となっています(図6-2)。

(3) 管理システムの普及方策

除染特別地域や除染実施地域の除染作業は、国又は地方公共団体の受託業者等により、進めています。この作業における管理データは、環境省の除染ガイドラインに基づき、管理されていますが、受託者が独自管理システムを開発し、除染を実施している状況もあり、システムの普及が進んでいない状況にあります。

放射性物質汚染廃棄物等管理システムの特徴は、適正な移動管理及び30年以上の長期管理であり、放射性物質に汚染された廃棄物等の移動先の中間貯蔵施設や最終処分場が決定していない状況下にあつて、環境省・地方公共団体を始め、除染業務受託者に対し、システムの利便性や一元管理の必要性を紹介するなど、普及に努めています。

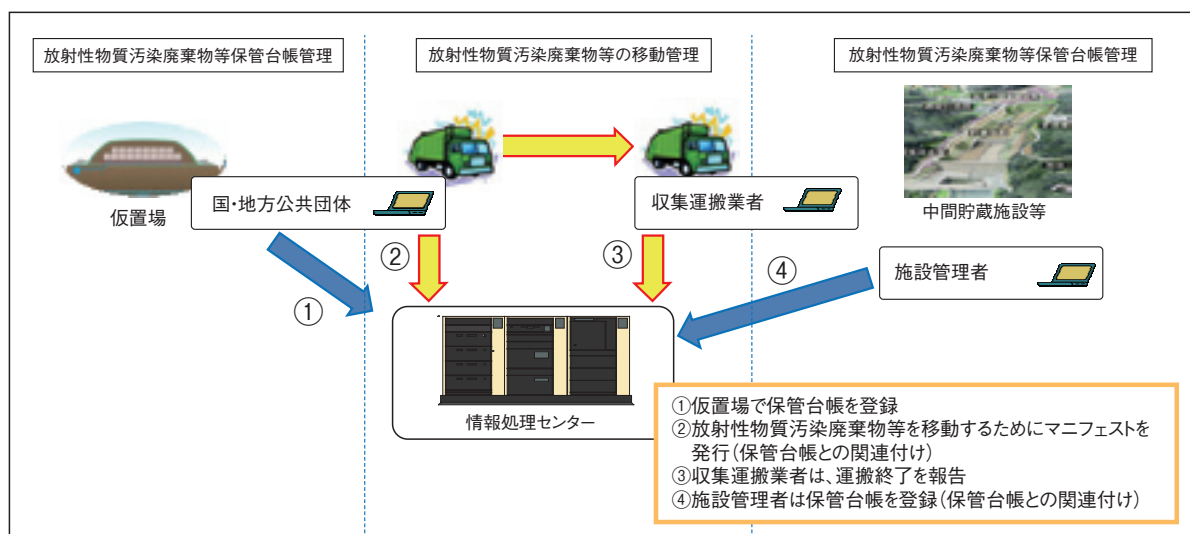


図 6-2 放射性物質汚染廃棄物等管理システムの流れ